

法テラスの在り方に関する有識者検討会における期日外視察の概要

(外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）)

第1 視察日程

令和8年7月30日 午後1時15分から午後2時まで

第2 視察先

外国人在留支援センター（F R E S C／フレスク）
（東京都新宿区四谷1－6－1 四谷タワー13階）

第3 視察資料

視察資料のとおり。

令和8年7月30日（木）
法テラスの在り方に関する有識者検討会委員
によるFRESC視察資料

外国人在留支援センター （FRESC/フレスク）等について

外国人在留支援センター長

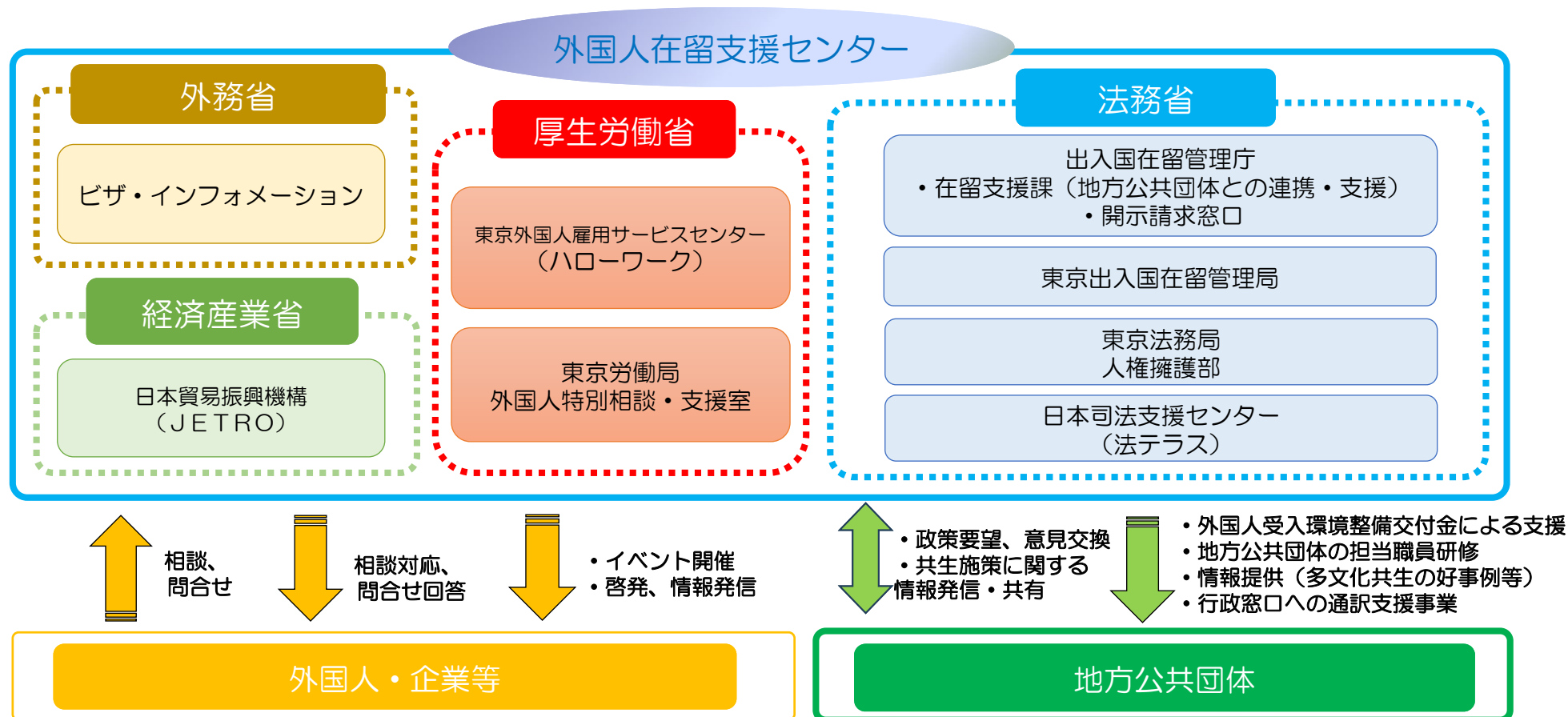
出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留支援課長
中嶋 章浩

外国人在留支援センター（FRESC /フレスク）の概要



外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）とは、

- 外国人の在留を支援する政府の窓口（4省庁8機関）が、ワンフロアに集まり、**外国人からの相談や、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援**などを実施
- 外国人から寄せられる「在留資格と労働関係」、「身分関係と民事問題」などの複合的内容の相談に、関係機関が連携して多言語で対応。外国人を活用したい企業には、人材紹介や採用面接会、労務管理相談等の支援を実施
- 地方公共団体については、**交付金の活用に関する個別コンサルティング、国の行う施策の発信、地方公共団体職員への研修機会の提供等**により、受入れ環境の整備を支援



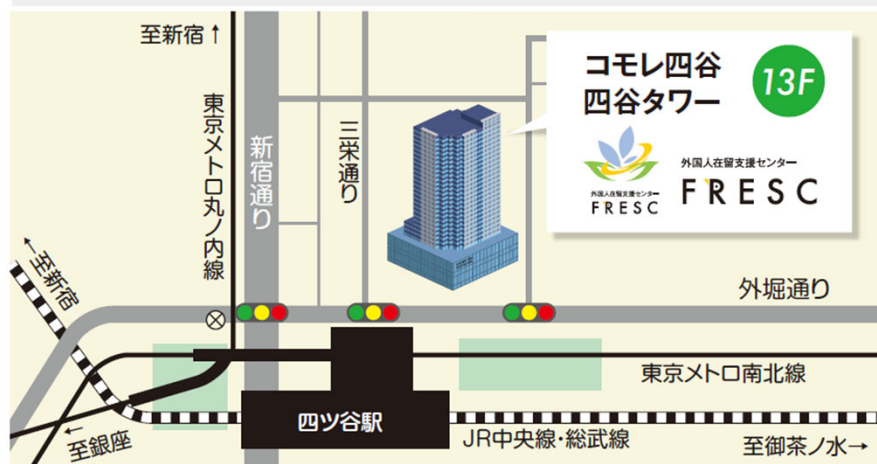
(参考) 外国人在留支援センター (FRESC) フロアマップ



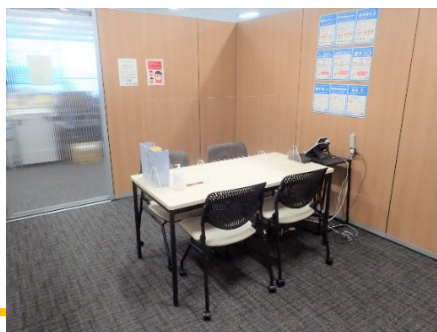
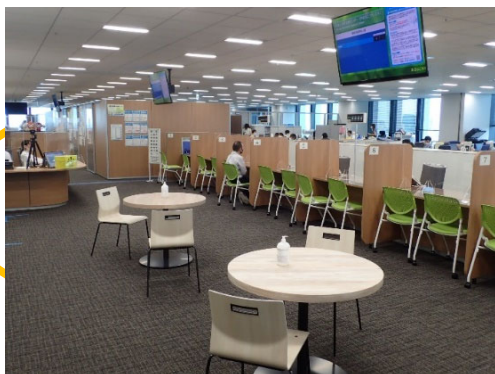
外国人在留支援センター Foreign Residents Support Center

Address 所在地 (ばしよ)

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F



相談窓口の様子



外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の業務内容について



入居機関	業務内容
出入国在留管理庁 （在留支援課・開示請求窓口）	一元的相談窓口に係る交付金の活用に関する個別コンサルティング、国の行う施策の発信、地方公共団体職員への研修機会の提供など、地方公共団体における受入れ環境整備への支援を実施。 また、出入国在留管理庁（本庁）が保有する行政文書のほか、出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求にも対応。
東京出入国在留管理局	在留外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を実施。 また、地方公共団体に対して、外国人からの相談対応に関する助言等も実施。
東京法務局人権擁護部	外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱い、いじめ、虐待など、人権問題に関する相談に対応。そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を実施。 また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、人権啓発活動を実施。
日本司法支援センター （法テラス）	国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」として、問合せの内容に応じ、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介。 また、日本に住所を有し経済的に余裕のない外国人（収入等の条件有）に対し、弁護士等による無料法律相談、弁護士費用などの立替えを実施。
東京外国人雇用サービスセンター （ハローワーク）	高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）のほか、ウクライナ避難民等の就職支援を行う厚生労働省の機関（ハローワーク）。職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施など、求職者と事業主双方に対する支援を実施。
東京労働局 外国人特別相談・支援室	外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法令等に関する相談対応のほか、専門家による訪問支援などにより、外国人労働者の労務管理・安全衛生管理に関する支援を実施。 また、外国人労働者からの労働条件に関する相談等に対応。
外務省ビザ・インフォメーション	家族呼寄せなど、日本への入国査証（ビザ）申請に必要な書類の案内、申請手続など査証（ビザ）に関する各種相談に対応。
日本貿易振興機構 （ジェトロ）	高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するための「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置し、セミナー等を通じた情報提供や、高度外国人材を活用する中堅・中小企業に対する伴走型の支援を提供。

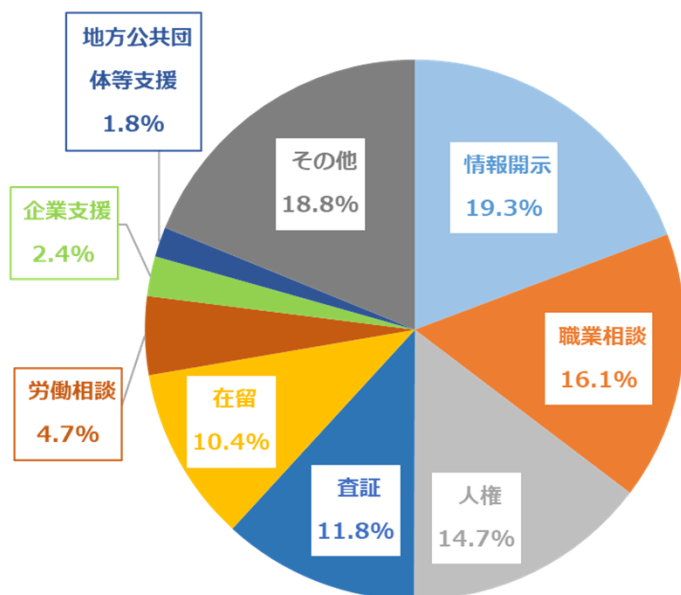
FRESCにおける相談等の現況（令和2年12月～）



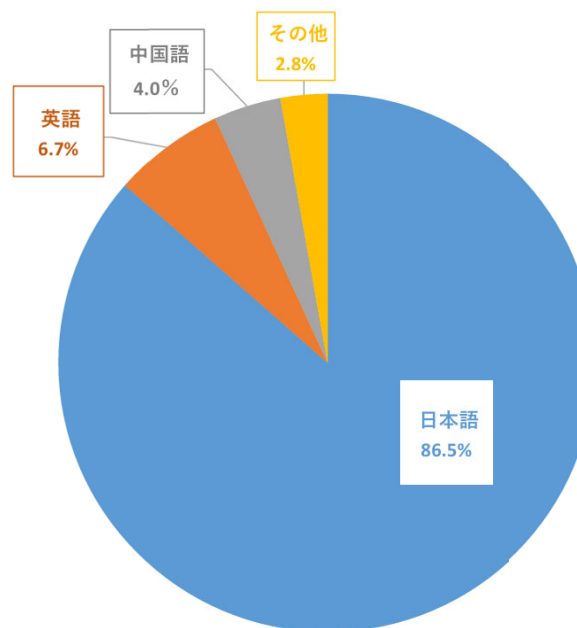
	総数	令和2年12月～ 令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	4月
相談対応数 (手段別)	590,328	485,292	9,455	9,714	9,478	8,133	8,267	9,015	7,760	8,291	8,341	8,176	10,018	8,388
来所	132,733	104,803	2,333	2,244	2,085	2,074	2,016	2,400	1,956	2,283	2,504	2,410	2,913	2,712
電話・メール	431,509	360,559	6,428	6,506	6,617	5,659	5,866	6,111	5,406	5,560	5,426	5,326	6,706	5,339
その他(※1)	26,086	19,930	694	964	776	400	385	504	398	448	411	440	399	337

※1 ビデオ面談、手紙等

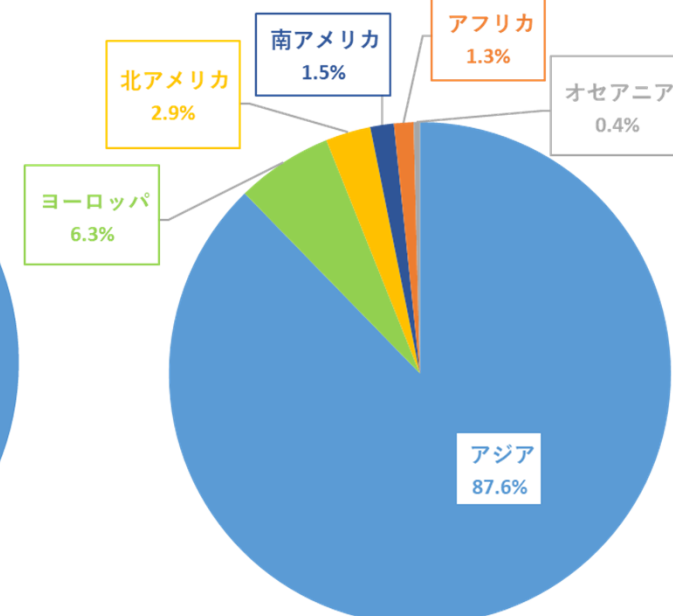
相談の内容別内訳



言語別内訳



来所者の地域別内訳



※2 把握できた分に限って集計

地域における関係機関の連携

FRESCを参考に、地方出入国在留管理局、地方公共団体、国の地方機関等の関係機関が連携し、外国人や関係者への相談対応や、相談者を適切な機関につなぐための取組等を各地域で展開。

関係機関の連携

横浜みなとみらい地区「Y-FORA」等

連携機関

東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室 在留相談室「Y-FORA」
横浜地方法務局人権擁護課
日本司法支援センター（法テラス）神奈川地方事務所
外国人労働者相談コーナー（神奈川労働局労働基準部監督課）
ハローワーク横浜（神奈川労働局）
横浜新卒応援ハローワーク留学生コーナー（神奈川労働局）
日本貿易振興機構（JETRO／ジェトロ）横浜貿易情報センター
多言語支援センターかながわ（神奈川県）
横浜市多文化共生総合相談センター
（公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）/横浜市）

福岡県「FUKUOKA IS OPEN センター」

連携機関

FUKUOKA IS OPENセンター総合受付窓口
（公益財団法人福岡県国際交流センター）
福岡県留学生サポートセンター（公益財団法人福岡県国際交流センター）
福岡出入国在留管理局
福岡外国人雇用サービスセンター（福岡労働局）
福岡県弁護士会
福岡県行政書士会
福岡県社会保険労務士会
福岡法務局人権擁護部
日本貿易振興機構（JETRO／ジェトロ）福岡貿易情報センター

合同相談会の開催

形 式：関係機関主催の相談会に参加、又は各地方入管が主催

連携先：地方公共団体、国際交流協会、労働局、法テラス、NPO法人等

相談例：在留手続、労働関係、年金関係、生活相談 等

令和7年度は
64回開催



オリエンテーション等の促進のための取組

概要

- 外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
- 「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック



目次

- | | |
|-----------|--------------|
| ・入国、在留手続 | ・年金、福祉 |
| ・市区町村での手続 | ・税金 |
| ・雇用、労働 | ・交通 |
| ・出産、子育て | ・緊急、災害 |
| ・教育 | ・住居 |
| ・医療 | ・日常生活に関するルール |

やさしい日本語を含む **20言語** で公開中。

生活・就労ガイドブック
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



生活オリエンテーション動画



15パートのショートムービー

- | | | |
|---------------|--------------|------------|
| ・はじめに | ・緊急、災害 | ・雇用、労働 |
| ・交通ルール | ・入管の手続と住所の手続 | ・相談窓口の案内 |
| ・生活ルール（暮らし編） | ・健康保険制度 | ・初歩的な日本語学習 |
| ・生活ルール（公共施設編） | ・年金制度 | ・終わりに |
| ・医療機関 | ・税金 | ・概要編 |

YouTube 法務省チャンネルにおいて **19言語** で公開中。

生活オリエンテーション動画 : https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html



外国人生活支援ポータルサイト



各省庁の情報を集約(リンクを掲載)

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳(109言語)

外国人生活支援ポータルサイト : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>





FRESCにおける相談対応・連携事例

在留資格＋法律

例 1 「日本人の配偶者等」の在留資格で日本に滞在しているが、日本人の夫が出て行ってしまい、その後夫との子を出産したが、夫とは連絡が取れず、現在、シェルターに保護されている。今後は働きながら子供と二人で一緒に暮らしたいが、在留資格はどうすればいいか。住む場所や生活費はどうしたらよいか。

【東京入管】

日本人実子を監護・養育することを理由とした定住者への在留資格変更申請について説明した。

【法テラス】

日本人夫に対して請求できる婚姻費用や養育費、弁護士に依頼する手続・費用について説明した。



FRESCにおける相談対応・連携事例

在留資格＋法律

例 2 特定技能「介護」で来日し、介護の仕事を始める予定だった。しかし、実際には、全く違う仕事をさせられている。
このままでは良くないと考え退職を申し出たところ、損害賠償として30万円を支払うように言われている。
別の介護施設で内定をもらっており、その就職のために、前の勤務先が発行する退職証明書が必要になるが、その退職証明書を発行してもらえない。
入管の手続について相談したい。

【東京入管】

前の勤務先での状況について、書面で入管に提出するよう説明した。
また、特定技能の在留資格で、別の雇用主の下で介護の仕事をする場合には、在留資格の変更が必要となることや在留申請手続を説明した。

【法テラス】

損害賠償請求額が30万円である根拠が不明なので、支払わなくてよいことを説明した。
書面で請求が届いたら、それを持って弁護士に法律相談をするよう伝えた。



FRESCにおける相談対応・連携事例

法律＋在留資格

例 3 「日本人の配偶者等」の在留資格で来日したが、配偶者から暴力を振るわれるようになり、数か月前に家を追い出されてしまった。現在は友人の家に家賃の一部を支払って暮らしている。最近、相談者が「離婚したい」と配偶者に言うと、配偶者は、反対はしないが、署名した離婚届を送り返してくれない。

- ① 1年以上前に配偶者が署名した離婚届があるが、これを提出しても問題ないか。
- ② 在留期限が数か月で満了するため、在留期間の更新もしくは在留資格の変更についても心配である。

【法テラス】

1年以上前に作成した離婚届を勝手に提出するとトラブルになる可能性があるため、配偶者の了承が得られれば提出しても問題ないが、承諾は証拠に残る形で取っておくよう説明した。配偶者の了承が得られない場合、弁護士に交渉又は調停を依頼することを勧めた。また、相談者の最寄りの法律相談場所等を案内した。

【東京入管】

相談者の置かれた状況で考えられる離婚後の在留申請手続及びDV被害者に対して入管手続上配慮されることについて説明した。



FRESCにおける相談対応・連携事例

仕事＋法律

例 4 同じ国出身の知人がレストラン経営を始めるというので、お金を貸したり、必要な備品の購入費用を立て替えたりした。さらに、レストラン開業と同時に、月給制で店長として雇われた。なお、貸金も雇用も契約書はない。
その後、レストランの経営状況が悪化し、約半年前から賃金が支払われていない。相談者は、今月退職して、経営者に対し、賃金や貸金、立替金の支払いを求めたが、全く対応してくれない。さらには、母国にいる相談者の家族に危害を加えると脅迫された。

【外国人特別相談・支援室】

未払賃金については、労働基準監督署に申告できることを説明した。

なお、相談者は開業に際しての資金等を供出していることから、労働者と認められない可能性があることも説明した。

【法テラス】

貸金や立替金については、まず証拠を集めることが重要であり、レシート等を集めること、交渉過程は録音するなどして証拠に残すよう説明した。

相手が支払わない場合には訴訟を起こすしかないので、弁護士への依頼も検討してはどうかと、相談者の最寄りの法律相談場所等を紹介した。

脅迫については、警察に相談すること、録音があるとよいことを説明した。



FRESCにおける相談対応・連携事例

法律＋仕事

例 5 2年前に入社した会社を辞めることにした。職場での立場は管理職でもなく、マーケティング担当だった。

退職の申し出をしたところ、会社から競業避止義務2年を課す同意書に署名を求められている。署名する必要はあるか。署名しない場合の嫌がらせも心配である。

【法テラス】

同意書に署名する必要はなく、実際に嫌がらせを受けたら、また相談するよう説明した。
なお、勤務先の機密情報や個人情報同意書への署名の有無にかかわらず漏らしてはいけないことを説明した。

【外国人特別相談・支援室】

労働法規で直接的に規制しているものではないが、職業選択の自由の観点から問題となる可能性があり、解決するには民事訴訟を起こす必要があることを説明した。
また、併せて、今後退職の証明書が発行してもらえない場合は、また相談するよう説明した。